



2月25日 11時00分公表

令和3年2月25日
内閣府(防災担当)令和3年栃木県足利市における大規模火災にかかる
災害救助法の適用について

1. 災害の概要

令和3年栃木県足利市における大規模火災により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、栃木県は足利市に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【栃木県】 足利市 (あしがし)	2月23日	栃木県足利市で大規模火災が発生し、強風によりさらに延焼のおそれがあり、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

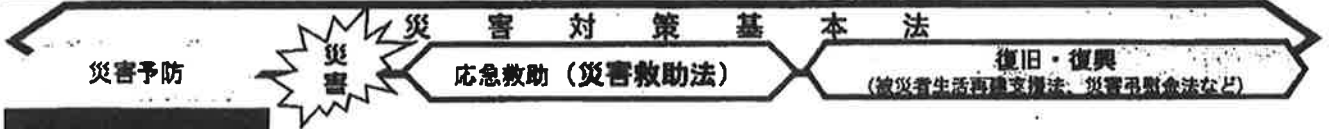
2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置

本件問合せ先
内閣府政策統括官(防災担当) 付
参事官(被災者生活再建担当) 付
阿部、横田、森戸、柚上、山地
TEL 03-5253-2111 (内線51276)
03-3503-9394 (直通)

※平成26年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応するための法律である。



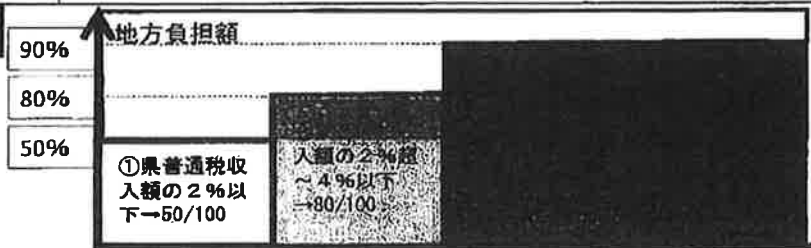
- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「法定受託事務」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。
 - ① 災害により一定数以上の住家の滅失(全壊)が生じた場合(令第1条第1項第1号~第3号)
 - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等(令第1条第1項第4号)

救助法を適用しない場合		救助の実施主体(基本法5条)	救助の後方支援、総合調整(基本法4条)
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助(法13条2項)	救助の実施主体(法2条) (救助実施の区域を除く(法2条の2))
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 (法13条1項)	救助事務の一部を市町村に委任可 (法13条1項)
	費用負担	費用負担なし(法21条)	掛かった費用の最大100分の50 (残りは国が負担)(法21条)

(1) 避難所の設置 (S22~)	(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与 (S22~)	(9) 学用品の給与 (S22~)
(2) 応急仮設住宅の供与 (S28~)	(6) 医療及び助産 (S22~)	(10) 埋葬 (S22~)
(3) 炊き出しその他による食品の給与 (S22~)	(7) 被災者の救出 (S28~)	(11) 死体の捜索・処理 (S34~)
(4) 飲料水の供給 (S28~)	(8) 住宅の応急修理 (S28~)	(12) 障害物の除去 (S34~)

- 一般基準：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準(※)**に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。(※平成25年内閣府告示第228号)
- 特別基準：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、**内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準(※)を定めることができる。**(※令第3条第2項)

○ 平等の原則	現に救助を要する被災者に対しては、事情の如何を問わず、また経済的な要件を問わずに、等しく救助の手を差し伸べなければならない。
○ 必要即応の原則	応急救助は被災者への見舞制度ではない。画一的、機械的な救助を行うのではなく、個々の被災者ごとに、どのような救助がどの程度必要なのかを判断して救助を行う。
○ 現物給付の原則	法による救助は確実に行われるべきであり、物資や食料、住まい等についての法による救助は、現物をもって行う。
○ 所在地救助の原則	・発災後の緊急時に円滑かつ迅速に救助を行う必要がある。このため、被災者の所在地において救助を行う。 ・旅行者、訪問客、土地の通過者等を含め、その所在地を所管する都道府県知事が救助を行う。
○ 職権救助の原則	応急救助の性質からして、被災者の申請を待つことなく、都道府県知事がその職権によって救助を行う。



例：普通徴収収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
 国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円